

教務部関係諸規定

単位認定基準

本校の定める教育課程に従って、教科科目を履修し、次の項目を満たすときその教科科目の単位を認定する。

- ① 授業への出席状況が満足であると認められる。
- ② 学習成績がその教科科目の目標からみて満足であると認められる。

進級卒業認定基準

- ① 本校の定める教育課程に従って、その学年の教科科目とそれ以外の教育活動を履修し、単位の認定状況が満足であるときは進級卒業を認定する。
- ② 一部の教科科目が不認定で卒業までに所定の単位数の履修が困難であると認められるとき、または各教科以外の教育活動の成果が不満足であるときは原級に留める。

転学転科退学及び休学について

- ① 生徒が転学転科または退学しようとするときは、その事由を所定の願書に記入し、保護者連署の上願い出ること。(様式は学校)
- ② 病気その他やむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上欠席を要すると認められたものには、願い出により校長は1年以内の期限に限り、休学を許可することができる。ただし、長期の療養を要する疾患による場合は、この期間を2年まで延長することができる。(様式は学校)

諸証明書の発行並びに学校諸費納入について

- ① 学校諸費は指定された期限内に納入する。
- ② 学割を請求できる場合は片道100km以上で次の各項による。
 - (イ) 休暇所用による帰省
 - (ロ) 実験実習等の正課の教育活動
 - (ハ) 学校が認めた特別教育活動または体育文化に関する正課外の教育活動
 - (ニ) 就職または進学のための受験等
 - (ホ) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
 - (ヘ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - (ト) 保護者の旅行への随行
- ③ 学割請求書は保護者の署名の上担任を通して事務室の係へ提出する。
(用紙学校用意)
- ④ 上記学割並びに諸証明書の申請書は必ず前日までに提出すること。取扱時間は、平日午前9時から午後4時30分までとする。